

銀行・証券セクターの国際的な規制の動向 Vol.6

最近の規制動向（2025 年 7 月～8 月初旬）

=====

<< index >>

1. 英国における SM&CR の見直し提案
2. EU におけるクラウドサービスの外部委託に関する最終ガイド
3. お問い合わせ先

=====

1. 英国における SM&CR の見直し提案

英国では、2025 年 7 月に、金融セクターの成長促進と国際競争力の強化を目的とした「金融サービス成長・競争力戦略」が公表され、その実現に向けた包括的な金融規制改革パッケージである「リーズ改革」も発表された。これは、EU 離脱後の英国における金融規制の見直しを加速させるものであり、過去 10 年以上で最も包括的な金融規制改革と位置付けられている。こうした改革の一貫として、英国財務省・PRA・FCA は、シニアマネージャーおよび認証レジーム（SM&CR）の見直しに向けた市中協議を開始した。英国財務省は、SM&CR に関連する法改正を提案しており、規制当局による上級管理者（Senior Manager）の承認件数を削減することや、法律から認証制度（Certification Regime）を削除することなどを検討している。また、PRA と FCA は、法改正を伴わない「フェーズ 1」の改革として、上級管理機能（SMF）の承認プロセスの合理化や、上級管理職制度の適用対象者の見直しなどを提案している。なお、英国財務省が提案中の立法措置が成立した場合には、「フェーズ 2」の市中協議が実施される予定である。今回のフェーズ 1 の市中協議は、あくまで現行法の枠内で実施可能な限定的な改革にとどまるため、金融機関のコンプライアンス負担を大幅に軽減するものではないと考えられる。こ

れに対し、フェーズ 2 では認証制度の代替や SMF 承認件数の削減など、より抜本的な改革が可能になると見込まれる。ただし、フェーズ 2 の実施は、議会での審議や立法スケジュールに依存するため、具体的な制度変更の見通しは依然として不透明である。このような状況を踏まえ、英国で事業を展開する金融機関は、フェーズ 1 の提案内容が自社のガバナンスやコンプライアンス体制に及ぼす影響を評価するとともに、フェーズ 2 で想定される改革を見据えた上で、中長期的な制度変更に向けた準備を進めることが重要であろう。

2. EU におけるクラウドサービスの外部委託に関する最終ガイド

ECB は 2025 年 7 月に、クラウドサービスの外部委託に関する最終ガイドを公表した。本ガイドは、EU で施行されたデジタルオペレーショナルレジリエンス法（DORA）の関連要件の実施に関する監督上の期待を明確化するとともに、効果的なクラウドサービスの外部委託に関するリスク管理の優良事例を提示するものである。ECB は、監督上の期待等を 5 つの領域に分けて整理している。すなわち、①クラウドサービスのガバナンス、②クラウドサービスの可用性とレジリエンス、③ICT およびデータのセキュリティ・機密性・完全性、④出口戦略と契約終了権、⑤監視・モニタリング・内部監査である。なお、本ガイドは、他の ECB ガイドと同様に、法的拘束力のある要件やルールを定めるものではないとされている。EU では、DORA の施行をはじめとして、金融機関における ICT リスク管理やサードパーティリスク管理に関する統一的な規制枠組みが他法域に先駆けて整備されており、こうした動きは国際的な規制・監督のベンチマークの 1 つになっている。本邦金融機関にとっても、クラウドサービスを利用する際には、DORA に基づく ECB の監督上の期待や優良事例などを参考にしながら、自社のリスク管理態勢を一層強化することが重要であろう。

3. お問い合わせ先

勝藤 史郎

デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社

リスク管理戦略センター

マネージングディレクター

〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-2-3 丸の内二重橋ビルディング

[Home](#) | [利用規定](#) | [クッキーに関する通知](#) | [プライバシーポリシー](#)

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスク アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンス アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人 および デロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本メールマガジンは皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (DTTL)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本メールマガジンをもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本メールマガジンにおける情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本メールマガジンに依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.